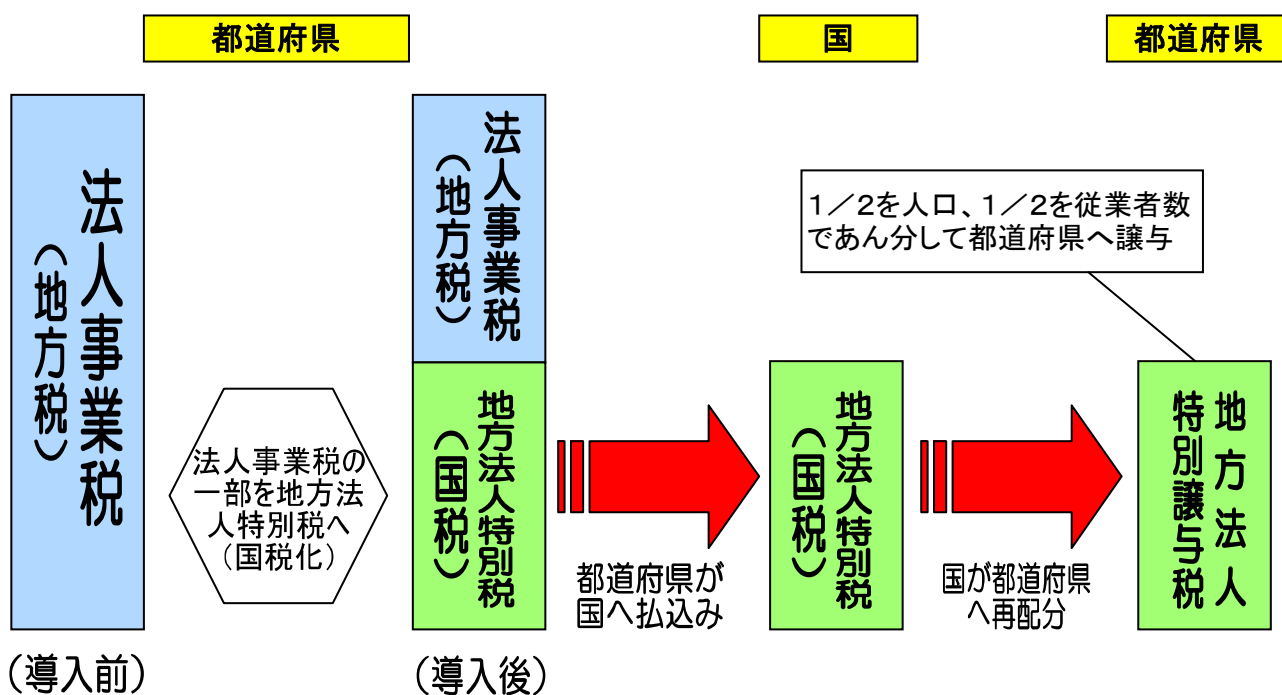


# 地方法人特別税が導入されました。

平成20年度税制改正により、地域間の税源偏在が小さく安定的な税収を確保できる地方税体系を構築するために、「消費税を含む税体系の抜本的な改革が行われるまでの暫定措置」として、法人事業税の一部を分離し、新たに国税として**“地方法人特別税”**が導入されました。

## 制度の概要

- ◇平成20年10月1日以降に開始する事業年度から法人事業税（所得割・収入割）の標準税率が引き下げられました。
- ◇地方法人特別税は各都道府県が法人事業税と併せて賦課徴収しますので、平成20年10月1日以降に開始する事業年度から、法人事業税と併せて地方法人特別税の申告が必要になります。
- ◇地方法人特別税はこれまでの法人事業税の一部が分離されたものであるため、実質的な増減税はありません。
- ◇地方法人特別税の税収は、人口及び従業者数に応じて地方法人特別譲与税として国から各都道府県に譲与されます。



## 地方法人特別税の概要

### ◇納める方

法人の事業税（所得割又は収入割）を納める法人です。

### ◇納める額

#### ○外形標準課税対象法人の場合

基準法人所得割額 × 148%

#### ○外形標準課税対象外法人の場合

基準法人所得割額 × 81%

#### ○収入金課税対象法人の場合

基準法人収入割額 × 81%

※基準法人所得割額及び基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割・収入割）の税額です。

### 税額の計算方法（例）

地方法人特別税は法人事業税と区別して税額を算出します。

#### 【法人事業税】

所得金総額が12,345,678円の軽減税率適用の場合（外形標準課税対象外法人）

$$(4,000,000 \times 2.7\%) + (4,000,000 \times 4.0\%) + (4,345,000 \times 5.3\%) = 498,200 \text{円} \dots \textcircled{1}$$

(千円未満切り捨て)

#### 【地方法人特別税】

$$498,200 \text{円} \textcircled{1} \times 81\% = 403,500 \text{円} \textcircled{2}$$

(百円未満切り捨て)

基準法人所得割額

納めていただく税額は、①+②=901,700円

### ◇申告と納税

- 法人事業税と同じ申告書・納付書により、各総合支庁に申告納付します。
- 現在の法人県民税・事業税の申告書・納付書に地方法人特別税について記載する欄が追加されています。

### ◇適用期日

平成20年10月1日以降に開始する事業年度及び同日以降の解散（合併による解散を除く）による清算所得について適用されます。

## 法人事業税の税率

地方法人特別税の導入に伴い、平成20年10月1日以降の法人事業税（所得割・収入割）の標準税率が下記のとおり引き下げられました。

区 分		現行	引下げ後
外形標準課税法人の 所得割の税率	年 400 万円以下の所得	3.8%	1.5%
	年 400 万円超 800 万円以下の所得	5.5%	2.2%
	年 800 万円超の所得	7.2%	2.9%
外形標準課税法人以外の 普通法人の所得割の税率	年 400 万円以下の所得	5.0%	2.7%
	年 400 万円超 800 万円以下の所得	7.3%	4.0%
	年 800 万円超の所得及び清算所得	9.6%	5.3%
特別法人の所得割の税率	年 400 万円以下の所得	5.0%	2.7%
	年 400 万円超の所得及び清算所得	6.6%	3.6%
特定の協同組合等	年 10 億円超の所得	7.9%	4.3%
収入割の課税標準	電気供給業、保険業等に係る収入金額	1.3%	0.7%



法人県民税・法人事業税の電子申告が簡単になりました！

税理士による代理申告の場合、納税者（法人の代表者等）  
本人の電子証明書が不要になりました。



イメージキャラクター：エルレンジャー

### 代理申告を行う税理士

- ☆作成した申告データに、税理士の電子証明書のみ添付すれば代理申告できるようになりました。
- ☆納税者（法人の代表者及び経理責任者）本人の電子証明書（住民基本台帳カード等）の添付は不要です。

### 税理士に代理申告を委嘱している納税者

申告書送信手続のほか、次の手続も納税者本人の電子証明書（住民基本台帳カード等）の添付が不要になりました。

- 利用届出（新規）手続
  - 仮暗証番号の本暗証番号への変更手続
  - 氏名等の電子証明書記録事項に係る利用届出（変更）手続
- 電子申告するために、新たに電子証明書及びICカードリーダーを取得する必要はありません。

#### 【お問い合わせ先】

- ・ 所管総合支庁税務課又は課税課
- ・ 山形県総務部税政課 課税担当 (TEL: 023-630-2005)